

# 第45回 末広会総会 開催のご案内



日時：2026年10月7日（水曜日）

受付開始：13:30

第一部：運営会 14:00～14:45

第二部：記念講演 15:00～16:30

第三部：懇親会 16:45～18:45

※都合により変更となる場合がございます

場所：ホテルエミシア東京立川

## 講演テーマ

『なぜ人は思い通りに動かないのか  
ー経営者が直面する“人と意思決定”の問題と対処法ー』

## 講師紹介

心理学者 晴香 葉子 氏

【略歴】東京都出身。成城大学大学院修士課程修了。博士課程単位取得。専門は心理学・コミュニケーション学。日本心理学会、日本産業ストレス学会、行動経済学会などに所属。企業での就労経験を経て心理学の道へ。応用心理学、カウンセリングなどの手法を学び、研究を続けながら、様々な角度から情報を提供。執筆、講演、監修などの活動を続けている。メディアでの心理解説、監修実績も多数。著作・寄稿は30冊を超え海外でも4冊出版。



第45回末広会総会の開催が決定いたしました。今回は立川市のホテルエミシア東京立川にて開催いたします。記念講演の講師は、作家・心理学者の晴香葉子氏をお招きします。晴香氏は心理学・コミュニケーション学の専門家として研究、執筆、解説など多岐にわたりご活躍されています。本講演では、ノーベル賞受賞でも注目された「行動経済学」をテーマに、代表的理論である「プロスペクト理論」や「ナッジ理論」などをわかりやすく解説していただきます。

「なぜ、正しいと分かっている人も人は動かないのか？」経営者であれば一度は、「社員が思うように動かない」、「赤字事業から撤退できない」、「値上げや改革に踏み切れない」、「投資や新たな挑戦に迷ってしまう」といった悩みを経験したことがあるのではないのでしょうか。

こうした問題は組織経営に限らず、私たち自身の意思決定にも深く関係しています。人は必ずしも「合理的」に判断しているわけではなく、「感情」や「環境」、「先入観」などに大きく影響を受けています。行動経済学では、こうした人間の意思決定の特徴を読み解きながら、「人が自然と動く仕組み」や「より良い判断を導く考え方」について学ぶことができます。社員が自然と動く組織づくりのヒントはもちろん、経営判断や日常の意思決定にも活かせる考え方に



第44回末広会総会の様子

末広会は昭和54年10月8日に発足されたことから「ようか会」と名付けられました。会員の皆様が末広がりに発展するようにとの願いを込めて「末広」の字があてられました末広会も今年で45回を迎えることができました。これも偏に、皆様方のご支援の賜物と深く感謝しております。

## 末広会総会とは？

触れていただける内容となっております。経営者・管理職の方はもちろん、日々さまざまな意思決定を行う多くの方にとって、新たな気づきにつながる貴重な機会となっておりますので、ぜひご参加ください。

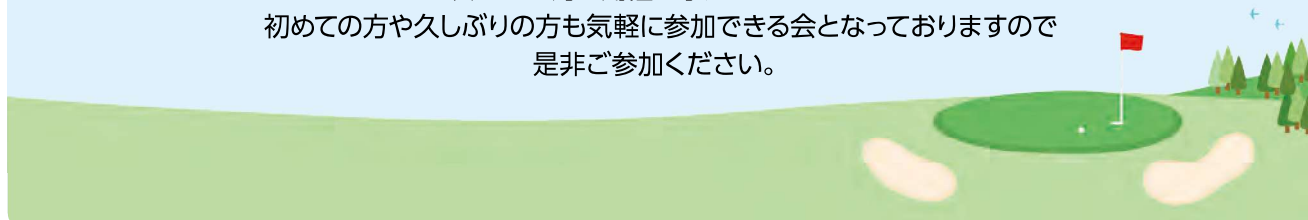
## 第123回 末広会ゴルフコンペのご報告

日時：2026年5月27日（水曜日）



よみうりゴルフ倶楽部にて行いました。  
 天気に恵まれ、みなさん張り切ってプレーされていました。  
 和気あいあいと楽しんでいただけました。

次回は11月に開催を予定しています。  
 初めての方や久しぶりの方も気軽に参加できる会となっておりますので  
 是非ご参加ください。



## 令和8年度税制改正

令和8年度税制改正では、物価高騰への対応として個人の所得税の負担軽減につながる見直しなどが行われた一方で、令和7年度税制改正にて創設された「防衛特別法人税」の適用が開始され、法人によっては税負担が増加する可能性もあります。影響の大きい改正を中心に確認していきましょう。

### 法人税の改正点

#### ◆防衛特別法人税

まずは防衛特別法人税をご紹介します。この防衛特別法人税は、防衛力強化の財源確保の為に令和7年度の税制改正にて創設されました。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるため、注意が必要です。

具体的には、法人税額が500万円を超えた場合に、法人税とは別に防衛特別法人税が課税されます。

防衛特別法人税の金額は、法人税額から基礎控除500万円を差し引いた金額に、4%を乗じて計算した金額です。

そのため、赤字法人や法人税額が500万円以下の場合には課税されません。

#### ◆中小企業等への少額減価償却資産の特例

中小企業向けの少額減価償却資産の特例が見直され、即時償却できる上限額が【30万円未満】から【40万円未満】に引き上げられました。

これにより、令和8年4月1日以後に取得する固定資産が40万円未満であれば、その期に全額経費にすることができます。

※年間の上限金額300万円は現行と同様です。

### 消費税の改正点

#### インボイス制度に関する改正

#### ◆3割特例の創設（個人事業者のみ対象）

インボイス制度開始後の負担軽減措置として導入されている2割特例は、令和8年9月30日に終了します（詳しくは前号を参照）。2割特例を適用できる期間は、個人事業主の場合は令和8年分までで、法人の場合は令和8年9月30日の属する事業年度までです。

これに代わり、個人事業者の資格請求書発行事業者については、令和9年分・令和10年分限り、新たに「3割特例」が設けられます（図①参照）。これは、2割特例の終了後、小規模の個人事業者の納税負担増加が予想されるため、その納税負担の増加をゆるやかにする仕組みとされています。

具体的には、売上にかかる消費税額の7割を

控除できる制度で、結果として納付する消費税額を売上にかかる消費税額の3割まで抑えられる仕組みです。

図①

|                 | 令和8年分 | 令和9年分             | 令和10年分 | 令和11年分   |
|-----------------|-------|-------------------|--------|----------|
| 個人事業主           | 2割特例  | 3割特例              |        | 3割特例適用不可 |
| 法人<br>(例：12月決算) | 2割特例  | 3割特例・2割特例<br>適用不可 |        |          |

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

## ◆インボイス発行事業者以外からの仕入税額控除に関する見直し

### 〈改正前のおさらい〉

インボイスの発行事業者以外から物を購入したりサービスを受けるなどして、インボイスでない請求書・領収書を交付された場合には、その請求書・領収書について仕入税額控除ができず、結果として納付する消費税が増加してしまいます（※）。

ただし、インボイス制度開始による激変緩和措置として、一定期間は税負担が軽くなる経過措置があります。

この経過措置があることで、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間はインボイス発行事業者以外に対して支払った消費税の8割について仕入税額控除が認められます。また、令和8年10月1日から令和11年9月30日にかけては、インボイス発行事業者以外に支払った消費税の5割について仕入税額控除が認められます。

（※）消費税の簡易課税制度を利用している場合や少額特例により納税額が増加しない場合があります。詳細は東京第一会計の職員にご確認ください。

### 〈改正後について〉

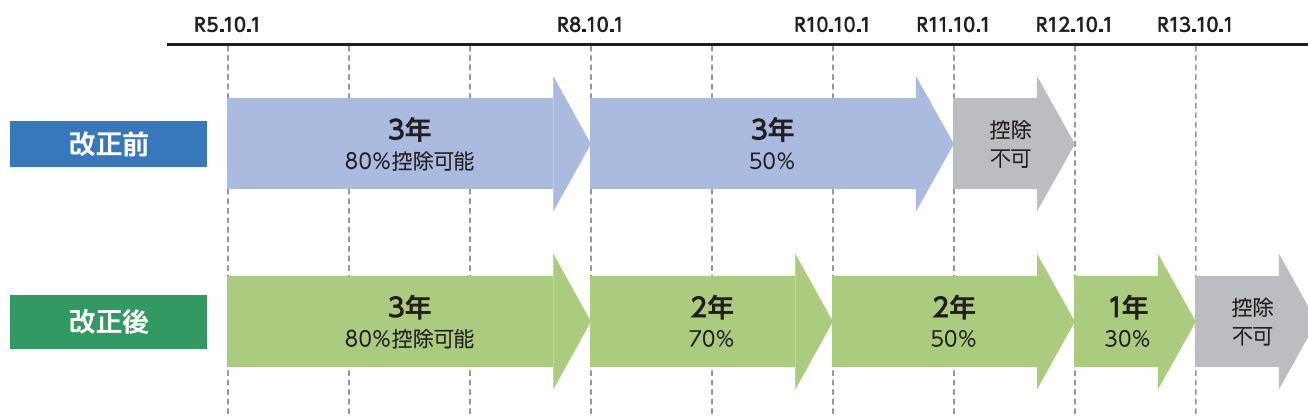
上記の「改正前のおさらい」のように、インボイス発行事業者以外からの仕入税額控除について一定割合を控除することができる経過措置が改正前から既に設けられています。

今回の改正により、インボイス制度の影響を受ける小規模事業者への急激な事務負担の増加や税負担の増加を緩和する措置として控除期間と控除割合が見直され、次のように変更されました（図②参照）。

- 令和8年10月1日から令和10年9月30日までの期間は70%控除可能（2年間）
- 令和10年10月1日から令和12年9月30日までの期間は50%控除可能（2年間）
- 令和12年10月1日から令和13年9月30日までの期間は30%控除可能（1年間）



図② 免税事業者等からの課税仕入れの控除割合



## 所得税の改正点

### ◆基礎控除、給与所得控除の見直し

令和8年度税制改正では、物価上昇や賃金水準の変化を踏まえ、低く所得者層への負担軽減を目的として所得税の「基礎控除」、「給与所得控除」の見直しが行われました。

### 【年収の壁への影響について】

基礎控除や給与所得控除に改正が入り、いわゆる「年収の壁」にどのような変化があったのか確認していきましょう（図③参照）。

前提条件として、配偶者A（50歳）の扶養となっているBさん（パートタイマー、48歳）の年収について見ていきます。

### 【106万円の壁（社会保険①）】

変更はありません。次の条件を満たした場合に社会保険の加入が義務付けられます。

- ・月収8万8千円以上（撤廃予定）
- ・週20時間以上の労働時間
- ・2か月以上の継続雇用
- ・勤務先が51人以上（段階的に撤廃予定）
- ・学生でないこと

### 【119万円の壁（住民税）】

年収が119万円を超える場合には、均等割・森林環境税（合計で概ね5千円）の他、119万円を超えた部分について10%の住民税が課税さ

れます。従来は110万円だったため、9万円引き上げられています。

### 【130万円の壁（社会保険②）】

変更はありません。年収が130万円を超えると社会保険の扶養から外れ、自ら保険料を負担して社会保険に加入する必要があります。

### 【178万円の壁（所得税）】

年収が178万円を超える場合には、178万円を超える部分について、年収に応じて所得税が課税されます。従来は160万円だったため、18万円引き上げられています。

住民税や所得税が「壁を超えた部分」に対して課税されるのに対し、社会保険の壁は年収全体に対して徴収されます。そのため、社会保険の加入の境目となる収入の前後で、収入が増加したにもかかわらず保険料負担によって手取りが減るといった現象が生じます。所得税や住民税の壁が引き上げられ、従来よりも負担が軽減されていますが、社会保険の壁については変化がないため、働く時間を増やす際には注意が必要です。

今回ご紹介した壁以外にも、扶養控除や特定親族特別控除などの適用範囲や、配偶者Aの勤め先の賃金規定によっては、家族手当の支給要件を満たさなくなり収入が減少する可能性があります。具体的な数字や対応につきましては、

人によって状況が異なりますので東京第一会計の職員にご相談ください。

図③

### 【令和8年分】

| 年収       | 住民税   | 所得税   | 社会保険料            |
|----------|-------|-------|------------------|
| 約106万円以上 | かからない | かからない | 条件を満たす<br>場合はかかる |
| 119万円超   | かかる   |       |                  |
| 130万円以上  |       |       | かかる              |
| 178万円超   |       |       |                  |

※1 60歳以上や障害者の場合は180万円以上、学生の場合150万円以上

※ あくまで令和8年度のシミュレーションです。令和9年以降変更される可能性があります。